

「連結法人に係る移転価格事務運営要領」（事務運営指針）新旧対照表

（注）アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
<p>第6章 連結法人の事前確認</p> <p>（事前確認に係る相互協議）</p> <p>6-12</p> <p>(1) 親法人局担当課は、確認申出連結法人が事前確認について相互協議を求める意思を有すると認められる場合には、平成13年6月25日付官協1-39ほか7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）<u>6(1)</u>（相互協議の申立ての手続）に定める「相互協議申立書」を庁相互協議室に提出するよう勧奨する。</p> <p>(2) 局担当課は、連結法人又はその国外関連者が<u>外国税務当局</u>に事前相談に相当する相談又は事前確認の申出に相当する申出を行っていることを把握した場合には、当該連結法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の申出を行うよう勧奨する。</p>	<p>第6章 連結法人の事前確認</p> <p>（事前確認に係る相互協議）</p> <p>6-12</p> <p>(1) 親法人局担当課は、確認申出連結法人が事前確認について相互協議を求める意思を有すると認められる場合には、平成13年6月25日付官協1-39ほか7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）<u>6</u>（相互協議の申立ての手続）に定める「相互協議申立書」を庁相互協議室に提出するよう勧奨する。</p> <p>(2) 局担当課は、連結法人又はその国外関連者が<u>外国の税務当局</u>に事前相談に相当する相談又は事前確認の申出に相当する申出を行っていることを把握した場合には、当該連結法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の申出を行うよう勧奨する。</p>
<p>（事前確認の効果）</p> <p>6-16</p> <p>なお、事前確認する旨の通知があった時に既に経過した確認連結事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認連結事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認連結法人が自主的に提出する修正申告書は、国税通則法第65条第1項及び第5項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。</p> <p>また、修正申告書が同条第5項の調査通知後に提出された場合であっても、事前確認の内容に適合させるための部分は、同項に規定する「調査通知がある前に行われたもの」として取り扱うことに留意する。</p>	<p>（事前確認の効果）</p> <p>6-16</p> <p>なお、事前確認する旨の通知があった時に既に経過した確認連結事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認連結事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認連結法人が自主的に提出する修正申告書は、国税通則法第65条第5項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。</p>
<p>（報告書の取扱い）</p> <p>6-18</p>	<p>（報告書の取扱い）</p> <p>6-18</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)</p> <p>(注) 局担当課による行政指導により、当該確認連結法人が自主的に修正申告書を提出する場合には、当該修正申告書は、<u>国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>また、修正申告書が同条第 5 項の調査通知後に提出された場合であっても、事前確認の内容に適合させるための部分は、同項に規定する「調査通知がある前に行われたもの」として取り扱うことに留意する。</u></p> <p>(4) (省 略)</p>	<p>(1)～(2) (同 左)</p> <p>(3)</p> <p>(注) 局担当課による行政指導により、当該確認連結法人が自主的に修正申告書を提出する場合には、当該修正申告書は、<u>国税通則法第 65 条第 5 項に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。</u></p> <p>(4) (同 左)</p>
<p>第 7 章 平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）に定める相互協議が行われる場合の取扱い</p> <p><u>第 1 章から第 6 章まで及び別冊「連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の取扱いは、措置法第 68 条の 88 に関し、日台相互協議指針 1 ホ（用語の意義）に定める相互協議が行われる場合について準用する。この場合においては、次のとおり読み替える。</u></p> <p>(1) <u>1－1 (36) 中の「租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議」は、「平成 29 年 1 月 31 日付官協 8－1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。） 1 ホ（用語の意義）に定める相互協議」</u></p> <p>(2) <u>1－2 (2)、3－21、6－14 (2) ロ及び別冊「連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例 28 中の「合意」は、「解決」</u></p> <p>(3) <u>3－4 (4) ロ、3－21、5－2 及び 6－12 (2) 中の「外国税務当局」は、「台</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>湾の権限のある機関」</u></p> <p>(4) <u>3-26 中の「租税条約のうちには当該差額について租税条約上の軽減税率が適用されない定めがあるものがある」は、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）においては、同法第 15 条（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）に規定する対象利子又は対象使用料と独立企業間価格との差額について同法上の軽減税率が適用されない定めがある」</u></p> <p>(5) <u>5-2 中の「国外関連者に対して」は、「外国居住者等所得相互免除法第 14 条第 1 項（外国関連者との取引に係る課税の特例）に規定する外国関連者（日台相互協議指針 1 ナ（用語の意義）に定める台湾居住者等のうち外国法人に限る。以下 5-2 及び 5-3 において同じ。）に対して」</u></p> <p>(6) <u>5-2 中の「相互協議の合意に基づく」は、「同項に規定する国税庁長官の確認があったことによる」</u></p> <p>(7) <u>5-2 中の「国外関連者に対し返還」は、「外国関連者に対し返還」</u></p> <p>(8) <u>5-3 中の「相互協議の合意に基づく」は、「外国居住者等所得相互免除法第 14 条第 1 項に規定する国税庁長官の確認があったことによる」</u></p> <p>(9) <u>5-3 中の「国外関連者」は、「外国関連者」</u></p> <p>(10) <u>5-3 中の「租税条約等実施特例法第 7 条第 1 項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）」は、「外国居住者等所得相互免除法第 32 条第 2 項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）の規定により準用される租税条約等実施特例法第 7 条第 1 項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）」</u></p> <p>(11) <u>6-12(1) 中の「平成 13 年 6 月 25 日付官協 1-39 ほか 7 課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針） 6 (1)（相互協議の申立ての手続）に定める「相互協議申立書」は、「日台相互協議指針 4 (1)（相互協議の申立ての手続）に定める「相互協議申立書（台湾用）」</u></p>	

改正後	改正前
<p>(12) <u>6-15(1)中の「合意結果」は、「解決内容」</u></p> <p>(13) <u>6-15(2)中の「相互協議の合意が成立しなかった」は、「相互協議において解決に至らなかった」</u></p> <p>(14) <u>6-18(4)、6-19(2)ハ及びニ並びに6-21(3)中の「相互協議の合意が成立した」は、「相互協議において解決に至った」</u></p> <p>(15) <u>6-19(2)ハ及びニ中の「合意内容」は、「解決内容」</u></p> <p>(16) <u>6-19(2)ニ中の「国税通則法第23条第2項(更正の請求)」は、「外国居住者等所得相互免除法第32条第1項」</u></p> <p>(17) <u>6-21(3)中の「合意を受け」は、「解決を受け」</u></p> <p>(18) <u>別冊「連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例27及び事例28中の「両国の税務当局」は、「我が国の権限ある当局と台湾の権限のある機関」</u></p> <p>(19) <u>別冊「連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例28中の「税務当局間が相互協議を行い」は、「相互協議において」</u></p>	
<p>(経過的处理い・・・改正事務運営指針の適用時期)</p> <p><u>平成28年6月28日付査調9-114ほか3課共同「「連結法人に係る移転価格事務運営要領」の一部改正について」(事務運営指針)による改正後の2-4、3-4、3-5及び3-18の取扱い並びにこれらの改正に伴う別冊「連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の変更部分は、連結法人の平成29年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同日より前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(経過的处理い・・・改正事務運営指針の適用時期)</p> <p><u>この事務運営指針による改正前又は改正後の事務運営指針の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>この事務運営指針による改正後の2-1、2-2及び2-3の取扱いは、平成28年4月1日以後に開始する最終親会計年度(措置法第66条の4の4第4項第7号に規定する最終親会計年度をいう。)について適用する。</u></p> <p>(2) <u>この事務運営指針による改正後の2-4、3-4、3-5及び3-18の取扱い並びにこれらの改正に伴う別冊「連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の変更部分は、連結法人の平成29年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同日より前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p>

改正後	改正前
<p>(様式7の裏面)</p> <p>対応的調整に伴う返還に関する届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税条約実施特例法第7条第1項<u>(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。))第32条第2項において準用する場合を含みます。)</u>に規定する更正により減額される所得金額(以下「対応的調整金額」といいます。)の全部又は一部を同条第3項<u>(外国居住者等所得相互免除法第32条第4項において準用する場合を含みます。この場合において、この届出書中「国外関連者」とあるのは、「外国関連者」と読み替えます。)</u>の規定に基づき国外関連者に対して返還することとした場合に使用します。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (1) (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) <u>「相互協議の合意が成立した日」欄の「相互協議の合意が成立した」は、平成29年1月31日付官協8-1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条(相互協議手続)の取扱い等について」(事務運営指針)1ホ(用語の意義)に定める相互協議が行われる場合、「相互協議において解決に至った」と読み替えます。</u></p> <p>(4) 「対応的調整金額」欄には、「対応的調整の対象(連結)事業年度」ごとにその対応的調整金額を円貨で記載してください。</p> <p>なお、その対応的調整金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。</p> <p>(5) 「返還予定日」欄には、対応的調整金額の全部又は一部を国外関連者に対して返還する予定の日を記載してください。</p> <p>なお、届出日までに返還した金額がある場合には、その返還した日を記載してください。</p>	<p>(様式7の裏面)</p> <p>対応的調整に伴う返還に関する届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税条約実施特例法第7条第1項に規定する更正により減額される所得金額(以下「対応的調整金額」といいます。)の全部又は一部を同条第3項の規定に基づき国外関連者に対して返還することとした場合に使用します。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 (1) (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p><u>(6)</u> 「返還額」欄には、「対応的調整の対象（連結）事業年度」ごとの対応的調整金額のうち返還することとした金額（上記(4)の届出日までに返還した金額を含みます。）を「返還予定日」ごとに円貨で記載してください。</p> <p>なお、その返還することとした金額が外貨である場合は、その外貨による金額を括弧内に併せて記載してください。</p> <p><u>(7)</u> 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。</p>	<p><u>(5)</u> （同 左）</p> <p><u>(6)</u> （同 左）</p>